

新潟地方裁判所委員会（第28回）議事概要

- 1 日時 平成26年7月7日（月）午後2時から午後3時45分
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
青野洋士，伊津良治，勝山浩嗣，近藤伸一，佐藤昌弘，竹下雄，田巻弘之，平石広佳，
本間由美子，三浦隆志，吉田茂治，渡辺英美子（五十音順，敬称略）

4 全体概要

- (1) 新委員からの自己紹介
- (2) 委員長選出（互選）
青野洋士委員（新潟地方裁判所長）を選任
- (3) 意見交換
裁判所の広報について

5 意見交換の概要

最初に事務局（総務課長）から裁判所ウェブサイト及び新潟地方裁判所のホームページの現状を説明した後，インターネットを利用した裁判所の広報で気づいた点等について意見交換がされた。

主な意見は，以下のとおり。

【学識経験者委員】

新潟市のホームページでは，市民がよく利用する手続について，よくある質問とそれに対する答えを蓄積しており，特に若い人はホームページで情報を見て次の行動を起こしている。裁判所は頻繁に利用するものでもないので，新潟市とは少し異なると思う。

【委員長】

裁判所のホームページにも，例えば民事裁判を起こすにはどのようにするかといった情報は掲載されている。ただし，言葉で説明するしかない。訴状のひな型等にアクセスすることはできる。

【学識経験者委員】

手続をいくつかのカテゴリーに分けて，こういう方はここへ行ってくださいと図解する方法はあるかもしれない。

【委員長】

ホームページは，職員が作成しているため，アイデアはあっても，それを実行するのは技術的に難しい面がある。

【学識経験者委員】

地裁独自に作成できる部分については，自分たちでどんどんアイデアを出して入れていけるのか。

【委員長】

各裁判所が独自に情報を掲載することは可能である。似たような情報を掲載してい

る裁判所があるが、これは、後から作成する裁判所が他庁を参考にして作成することも多いためである。新潟では、今、裁判所を利用しやすくするという観点で更に工夫をする必要があるのではないかと考えているところである。

【学識経験者委員】

考え方として、裁判所を利用する人など目的を持って見る人のために充実させるのか、それとも子供や一般の市民に関心を持ってもらえるように充実させるのか。

【委員長】

その2つを分けて掲載してもいいと思う。

【弁護士委員】

以前にリーフレットを作成した際、調停と裁判の違いについて記載したが、そういったものがよくある質問として整理して掲載すると、利用しようとする人にとってわかりやすいかもしれない。

【弁護士委員】

リーフレットには手順がイラストで説明されているが、ホームページで見ることができないのか。

【委員長】

ホームページの中には、イラストを入れていない。

【弁護士委員】

文字だけだと硬い印象がある。リーフレットは最高裁判所が作成していると思うが、イラストを地裁で利用できるのか。

【事務局】

最高裁作成のイラストについては利用することができる。

【委員長】

若い人はパソコン等の操作に慣れているので、インターネットで目的の情報にたどりつくことができるが、年配の人や慣れていない人にはパンフレットやリーフレットも必要な状況である。あと十何年か経ってホームページしか見ないという時代が来たときに、知りたいことはウェブサイトですべてわかるというのが到達点ではないかと思う。

委員の皆さんの職場で作成しているホームページで工夫していることはないか。

【学識経験者委員】

若い人はインターネットで調べて自分で解決できる。そのような環境にない人はコールセンターに問い合わせ、オペレーターが対応して質問に対する回答を読み上げている。そうすることによって、よくある質問の検証ができる。オペレーターが、毎月、問い合わせ者が回答案に満足しているかどうかの報告を上げており、不満の出た回答案は、担当者に投げ返している。

【学識経験者委員】

ある程度知識のある人が見るには便利だと思うが、知識がない人が裁判所のホームページを見るのは何らかの問題を抱えていて、解決方法を知りたいという場合ではな

いか。その際、〇〇調停とか難しい言葉が出てきても、自分の抱えている問題との関連性がわからないのではないか。裁判所で扱う事件はどういった問題を解決するための手続なのかといったところから入っていける部分もあるとよいのではないか。

【委員長】

ホームページの説明文書において噛み砕いた説明をしようとする、相当細かいことまで記載する必要があるかもしれない。

【学識経験者委員】

事例をいくつか載せることで、自分の問題と似たような事例が解決方法のヒントにならないか。

【弁護士委員】

友達に貸したお金を返してもらえないとか、お隣の境界でもめているといった形ですね。

【学識経験者委員】

Q & Aにはそのようなものも含まれているのかもしれないが、Q & Aを探すにあたって、その入り口が難しい言葉で記載されていては探しにくいのではないか。

【学識経験者委員】

企業広報と裁判所の広報とは少し違うと思うが、私が企業広報を担当していたときは、自分たちの価値観ではなく、半歩くらい外に出て、外の人が自分たちをどう見ているのか意識するようと言われていた。同様に、裁判所から発信する情報も大切だと思うが、裁判所を利用する側の視点を少し入れながらやると深みが出てくるのではないか。今、新潟市では広聴相談課が担当であるが、言うだけではなく「聴く」こともやろうとなっている。それで広報のレベルを上げていく、やりながら訂正して変えていくというのが一つの視点としてある。

【学識経験者委員】

どのバナーに多くアクセスしたか等の分析はできるのか。

【事務局】

最高裁判所で一括管理しており、各裁判所でアクセス数を調査することはできない。

【学識経験者委員】

「戻る」をすぐにクリックしている場合は、おそらく間違えたのであろうと考えられる。また、よくアクセスがあるところは強調文字にしたり、よく知ってもらいたいところは文字を大きくするといった工夫もできるのだが、分析ができないとなると難しい。

【委員長】

弁護士会にはホームページ作成の担当者がいるのか。

【弁護士委員】

弁護士会でホームページを立ち上げているが、導入部分でどういうフレーズを出しておいた方がいいかという点で非常に苦労したと聞いている。今はかなりやわらかくなっていると思う。若手の弁護士が画面上に表示されており、マウスポインタを合わ

せるといくつかの質問が出てくる。それをクリックすると自分の希望する内容に入っていけるようになっている。

弁護士会もそうであるが、ホームページはリアルタイムで更新しなければならないため、管理を怠らさずに行わなければならない。最高裁判所が管理する部分と新潟地裁が管理する部分とに分かれているが、新潟地裁ではどのような工夫をしているのか。きちんと管理していかないと県民からそっぽを向かれることになるのではないか。

【委員長】

新潟地家裁のトップページの右側にある「新潟地方裁判所・新潟家庭裁判所について」、「裁判手続きを利用する方へ」、「県内の裁判員制度関連情報」、「見学・傍聴案内」及び「関連サイトへのリンク」の5つの部分は、新潟地家裁である程度自由に内容を変更できる。

東京地裁のような大規模庁では、ホームページ委員会のようなものがある。裁判官だけで組織されているところもあり、どのような書式を掲載するか等についてもいろいろと議論をしている。新潟の規模で同じことをやろうとすると、かなり大変であり、かといって外部に発注するわけにもいかない。

【学識経験者委員】

当社にはそのような委員会はないが、専門にやっている部署がある。

【学識経験者委員】

私の職場でも広報課が専門に担当している。ホームページをこのようにやっていくという説明会は頻繁に行われている。それぞれの所管部署が自分たちに関係する記事をよく見ているほか、コールセンターから期限が切れているものや古い年度のものが掲載されているとの指摘があったものについては、所管部署に連絡している。

【委員長】

検察庁はどうか。

【検察官委員】

検察庁では、公表できるデータが限られており、県内の検察庁の所在地や裁判員制度の広報が主なものである。

【委員長】

利用しやすい裁判所というからには、まず裁判所がどういう仕事をやっているのかを知ってもらうことが必要である。裁判というもののイメージはみんな何となく持っていると思うが、具体的に何をするかは知らないというところを広報という形で伝えたい。しかし、伝えたい内容をそのまま文字にしてしまう傾向があるところが裁判所のよくないところである。図やイラストはわかりやすいが、それを作成できる職員がいない。

委員のみなさんの職場では、イラスト等を専門家に依頼しているのか。

【学識経験者委員】

ホームページでそこまでしている部署はないと思う。

【委員長】

ホームページにもっとこういう情報があるといいというものはあるか。

【弁護士委員】

見学傍聴案内という項目があるが、どの程度の実績があるのか。また、見学傍聴案内は、広く県民に対して来てくださいとアピールしているのか。このあたりが意外と県民の方に裁判所を身近に知ってもらう一つの突破口になるのではないか。

【委員長】

中学生の見学は結構多い。

【事務局】

裁判の期日が入っていないときは、空き法廷の見学を行っている。

【弁護士委員】

実際の裁判を傍聴するという事になると、民事事件は一連の手続きが1時間以内で見ることができないのでふさわしくない。刑事事件は即日結審の事案であれば起訴状朗読から始まって論告求刑、弁護人の意見陳述まで一気に進むので、見ていてわかりやすい。このあたりが小学生や中学生、高校生には、裁判所が三権分立の一つだということを感じてもらえるのではないか。堅苦しくならない、年齢に合った形で裁判所のアピールができるとよいと思う。

【事務局】

ホームページに掲載している見学案内は、随時受付をしているものである。このほかに、昨年の秋に法の日週間行事として小学生を対象とした裁判員裁判の模擬裁判を実施した。簡単なシナリオに基づき、子供たちが裁判官や裁判員、検察官、弁護士役を務め、論告求刑、判決まで出すといった内容である。ただし、このような活動は、頻繁には行えない。

【弁護士委員】

その小学生はどうやって募集したのか。

【事務局】

ホームページに掲載したほか、チラシを作成して配布したり、新聞やフリーペーパーに記事の掲載を依頼した。

【委員長】

裁判傍聴は誰でもできるが、学校から授業の一環として見学の申込みがあった場合は、閉廷後に裁判官から見学した裁判について説明をする場を設けることも可能である。

【弁護士委員】

一般の成人に対してもそうだが、学生にアピールすることで裁判所のリクルートにもなるのではないか。ただ、先ほど説明のあった模擬裁判をやるとなると裁判所としては大変ではないか。

【事務局】

昨年は土曜日に実施した。

【弁護士委員】

学校側は喜ぶと思うが、申込みが殺到すると裁判所は大変だと思う。

【委員長】

そのとおりだが、負担があるからやらないというのは本末転倒である。

【弁護士委員】

一度、二度、それをやって、裁判傍聴は自由に見ることができるとわかれば、あとは裁判所がケアしなくても自分たちで来ると思う。

【事務局】

イベントではいつも伝えているのだが、傍聴はどなたでも自由にできると言うと、多くの人からは「予約もしなくていいのか。」と驚かれる。

【弁護士委員】

そういうところでホームページを活用すればよいのではないか。ホームページを改良してもそれだけではインパクトが弱いから、そういう周辺部分を含めて関心を持ってもらうことが重要だと思う。裁判所だけではなく弁護士会も同じ悩みである。

【学識経験者委員】

需要はあると思う。小学5年生くらいの「社会を知る」という授業で当社の仕事を体験してもらっている。手はかかるが、なるべく受けるようにしている。

話は変わるが、たまたま横浜地裁のホームページを見ていたところ、裁判官がブログのように個人的な文書を掲載しているものがあった。そういうものを読むと、この人はこういうふう頑張っているのかというのがわかって非常に面白かった。

【学識経験者委員】

先ほどの見学の際は、募集するのもいいが、こんなに満足してもらいましたという感想を掲載することによって、それを見た人が自分も行ってみようかとなるかもしれない。

【裁判所委員】

ホームページをどういう人に向けて作成しているのかというところがスタートになると思う。先ほどからの話を聞いていると、一番盛り上がるのは若い生徒、学生向けに「裁判所ってこんなところ」ということを知ってもらうということで一致しているが、実際に困っている人が裁判をするためにホームページを利用するのかという点については、どのくらい需要があるのかわからない。インターネットで検索すると、普通は弁護士のホームページに行きつくのではないかという気がする。私が当事者だとしたら、困っているから裁判所のホームページを見ようとは考えないと思う。やはり、若い人向けではないか。

私は、東京の裁判所に勤務していた当時、中学校に派遣されて中学生に裁判がどのように行われているのかについて講演をしたことがあるが、非常に興味を持ってもらえたとし、法服を着てもらおうと関心を持ってくれた。

【学識経験者委員】

初めて裁判所のホームページを見たが、やはり文字ばかりで硬いなという印象を持った。中に入ってみるとイラストもあるが、そういったものがもう少し前に出ている

方が見やすく、入りやすく、検索しやすい気がする。あとは双方向、インタラクティブな関係を持つことでホームページも良くなっていくと思う。

【委員長】

興味を持ってもらえるのであればいくらでも説明したいという思いがあるが、そこにギャップがあり、そのギャップを埋めるにはどのような工夫や表現方法があるのか難しい。

全国的に見ると進んでいる庁もあると思うが、やはり裁判所のホームページは文字が多くて硬い。つまり、情報の量的な違いはともかく、質的な違いがあるのかが問題である。

【学識経験者委員】

新潟のホームページは、箇条書きではなく、説明の言葉が結構入っていると思う。

【学識経験者委員】

外国の裁判所では、こういうことを力を入れてやっているのか。

【委員長】

把握していない。

【学識経験者委員】

違う産業でもいいので、メルクマールになりそうなものを探して参考にするとういのではないか。

【弁護士委員】

今のホームページを見るかぎり、これを見たとしたら法律実務家だと思う。

【弁護士委員】

非訟係や保全係と言われてもどのようなことをやっているのかわからない人もいるのではないか。

【裁判所委員】

特定調停か破産かと言われても何のことかわからない。今困っていることに対応している手続としてこのような手続があり、こういう違いがありますという手続選択のところから説明しないとわからない。今のホームページでは、A手続にするかB手続にするかくらいまで絞れる人でないとちょっと使いづらい。ただ、裁判所がそこまでやってよいかどうか。

【学識経験者委員】

ホームページ内に、このページを見た人のアンケートはついていないのか。

【委員長】

そのようなフィードバックできる情報はない。

【学識経験者委員】

中身をカテゴリーに分けて、最初は易しいカテゴリーから徐々に深く入るようになれるといいのだが、裁判所の仕事はそのようなカテゴリーに分けることができるものなのか。

【委員長】

今ある材料で作っていただけるかもしれない。みなさんのご意見、ご感想をうかがって、取り入れられるものを選別したい。

6 次回期日

平成26年12月12日（金）午後2時から（1時間半程度）